別表十一㈠の記載要領第１号から第３号までを次のように改める。

１　この表は、青色申告書を提出する内国法人で国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第27条の３（課税の特例）に規定する法人に該当するものが租税特別措置法第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　当該事業年度において法第62条の９第１項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）、第64条の11第１項若しくは第２項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第64条の12第１項若しくは第２項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）又は第64条の13第１項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）の規定により益金の額又は損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額仮計（別表四「26の①」＋「32の①」）＋（別表四付表「９の①」）　⑸」の欄は、その益金の額に算入される金額を減算し、及びその損金の額に算入される金額を加算した金額を記載すること。

３　「軽減対象所得金額　⑹」の欄は、租税特別措置法施行令第37条第７項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第２項に規定する軽減対象所得金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十一㈠の記載要領第四号中「「特別控除額（⑺又は別表十(二)付表「11」）×$\frac{20}{100}$　⑻」」を「「特別控除額（⑺又は（別表十(二)付表「11」））×$\frac{20}{100}$　⑻」」に、「「又は別表十(二)付表「11」」」を「「又は（別表十(二)付表「11」）」」に改める。

別表十一㈠の表中

事業年度又は連結事業年度	事業年度
租税特別措置法施行令第34条第４項、第５項若しくは第12項又は旧租税特別措置法施行令第39条の88第３項、第４項若しくは第11項の規定により控除する金額	租税特別措置法施行令第34条第４項、第５項又は第12項の規定により控除する金額
積立限度額（⑷と⑼のうち少ない金額）又は⑼	積立限度額（⑷と⑼のうち少ない金額）又は⑼
円	円
円	円
円	円

を

所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「45の①」又は別表四の二付表「48の①」）	所得金額総計（別表四「45の①」）
控除未済欠損金額又は控除未済連結欠損金個別帰属額（別表七(一)「３の計」又は別表七の二付表一「９の計」）	控除未済欠損金額（別表七(一)「３の計」）
欠損金当期控除額又は連結欠損金当期控除額の個別帰属額（別表七(一)「４の計」又は別表七の二付表一「19の計」）	欠損金当期控除額（別表七(一)「４の計」）
翌期繰越欠損金額又は連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額　⑱－⑲	翌期繰越欠損金額　⑱－⑲

に改める。同表の記載要領第１号中「又は連結法人で鉱業を営むものが所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号ロ中「若しくは第11項第３号」を「又は第11項第３号」に改め、「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の88第１項第３号若しくは第10項第３号（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）の規定の適用があるとき」を削り、同号㈡ロ「又は令和２年旧措置法第68条の61第８項の規定の適用を受けた連結法人がその適用を受けた連結事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合には、租税特別措置法第58条第８項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額又は令和２年旧措置法第68条の61第８項」を「には、同条第８項」に改め、同第13号ロ「又は令和２年旧措置法第68条の61第１項」を削り、「租税特別措置法第58条第２項又は令和２年旧措置法第68条の61第２項」を「同条第２項」に改め、同第14号ロ「又は連結法人で鉱業を営むものが令和２年旧措置法第68条の62（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第15号ロ「又は令和２年旧措置法第68条の62第１項」を削り、「租税特別措置法第59条第２項又は令和２年旧措置法第68条の62第２項」を「同条第２項」に改め、同㈡ロ「又は令和２年旧措置法第68条の62第１項」を削る。

別表十一㈡の表を次のように改める。